

うふうに抑えております。その中で、現在問題になつております景気対策としての公共事業などは四%伸ばしておりますから、他の経費は相当な削減をしてこれに対応させていただいたということは御理解をいただけたと思います。

また、国債についてございますが、おつしやるとおり、この減税の財源といたしましては、いわゆる財政法四条でない赤字特例国債であることは事実でございます。

これをどうするかという問題があるわけでありましたが、昨日も御説明申し上げましたように、現在建立与党におきまして、年内に基本的な税制改革をやるということを決めていただいておりまして、今精力的に議論をしていこうとしております。

当然のことながら、その御決定はこの国会において御審議をいただき、国民の皆様の御理解をいたくべきことでございますが、そういうことの中で考えておりますので、御指摘のようにこの赤字国債と申しましようか特例公債をどのように償還するかは、そういうことを待つて決めさせていただきたいと思っております。

○久野委員 具体的に何をこう減らしたかといふ、そういうものはないのでしょうか。

それと、今国債を出されるわけですから、それが利子を含めて幾らになるかということ。
○藤井国務大臣 一般歳出の中身の具体的なもの
は政府委員から答弁させたいと思います。

また、大蔵省が出ております資料で、久野委員も御承知と存じますが、仮にこれだけの国債を出すと、六十年償還とすればこうなるという数字

はござりますが、今申し上げましたように、今回の特例公債は年内に御結論をいただいた中で処理をしていくわけでござりますから、そのような返済方法にならないと我々は考えておりますので、その点は御理解いただきたいと思います。

○藤井国務大臣　建設国債でござりますと、六十一年償還ということになるわけでございまして、一
幾らになるか。

○竹島政府委員 一般歳出の伸びを大麥厳しく抑えてあるということを大臣から申し上げましたけれども、その中で特に経常部門、これは一・七%の伸びということで、その中にもろもろの経費が入ってございますけれども、金目として大きなものは別途法律でお願い申し上げております。繰り入れ特例法案というものを提出させていただいておりますけれども、その中におきまして、年金関係それから政管健保等ござります。そういった経費につきまして繰り入れの特例をお願いするという形で歳出の削減に努めております。当然一般的に補助金の整理にも努めておりますけれども、大きな項目といたしましては、そういった繰り入れの特例というようなものがございます。

○久野委員 どうも私は頭が悪いのですから具体的なイメージがわいてこないのですけれども、私は、個人的には減税はしてもらいたいと思うのです。ただ、政治家として、今大蔵大臣からお話をございました、一兆円借りて二兆八千億返すのですか、二・八倍にしてお金を返す。こんな借金、こんな大きな負担になるようなことはなすべきではない、そう私は思うわけでございます。

私は、平成二年一月十八日の選舉で初めて当選させていただいたのですけれども、そのときに消費税というものが問題になりました。私は、日本の国財政は収入があつて初めて成り立つのだから消費税は必要だ、そんなことを思つておりまし

た。

当時大蔵大臣をされておりました橋本龍太郎先生が各所に応援に行かれたのだそうですけれども、大蔵大臣が来てみえるのに、みんな消費税反対、消費税反対とやつていて大蔵大臣の立場がない、そんなお話を聞いたことがあるのです。当選したら、大蔵委員会というののは結構人気があ

るが、賛成はしなかつたのですけれども、賛成というような趣旨のことを申し上げていたのですから、久野統一郎は、票が欲しいですから積極的には賛成はしなかつたのですけれども、賛成というよ

りまして、皆さん入りたいという話だったのです。おかげで久野統一郎は大蔵委員会に入れてもらったのだというようなうわさを、うそか本当か知りませんけれども聞いたことがあるのですけれども、やはり収入というのはきちんと確保していくなければいけないのじゃないかと思います。

昨年の十一月に朝日新聞が国会議員にアンケートを出しました。減税についてどう思うか、そんなアンケートがあつたのです。愛知県選出の代議士は全部で二十二人いるのですけれども、そのうち、そのアンケートにお答えにならなかつたのが石田総務庁長官と佐藤自治大臣。社会党の赤松前書記長は、忙しくてそんなものは答えられないというので、これまた回答がございませんでした。

残り、二十二人から三人引いた十九人のうち私は一人だけが減税反対と書きまして、残りの方は皆さん減税賛成と書かれました。選挙区の方から、おまえそんなことを言ついたらこの次落選だぞとおしかりを受けたのですけれども、今日日本の財政の状況はもう負債が限度を超えているのではないか、私はそう思うのです。今の状況というのは、お金がないからお札を印刷している、そんな状況ではないかと思います。

ことしの一月十六日の朝日新聞に、国債残高二百兆円突破、そんな記事が出ておりましたし、また、二月十一日の毎日新聞にも同じような記事が出ていたわけでございます。同じ毎日新聞に、隠れ国債五兆円、そんな記事が出ておりましたが、昨日の毎日新聞にも、隠れ国債三十八兆円。同じ新聞に一ヶ月たつたら七倍に膨れて金額が挙がっているのです。もしこの辺もおわかりになつたら教えていただきたいと思うのですけれども、一月十六日の毎日新聞には、隠れ借金が六十七兆円、こんな記事が出ておりました。

政府の債務というのは、国債とか借入金などか短期の証券だとかいろいろあるのだそうでござりますけれども、これらの累計の残高は一体幾らであるのか、もしおわかりになつたら教えていただきたく思います。

また、特別会計というのがあつて、それに何かある積立金みたいな制度があつて積み立てているのかもしれません。立金を取り崩している、そんなお話を聞いたことがあります。けれども、その積み立てをするのをもうやめられないで、積み立てを停止している、また、そういううえで立金をやらなければならないところを、公社団が國にかわっていろいろな事業をしていくのではなくいかと思うのです。だから、こういう事業をするために財投が使われていると思うのですけれども、そういうお金が一体幾らあるのか。私は、これも日本の國の借金だと思うのですので、もしおわかりになつたら教えていただきたいと思います。

それから、二月二十四日の週刊新潮に、地方自治体の大借金百兆円、そんな記事が出ておりました。これまた同じお役所ですので、これも日本の國の借金だと思うわけでございます。これがどういうふうになつているのか教えていただきたいと思います。

また、利子補給金というので、公社公團やいろいろな基金に國が補給金を出しているということですござりますけれども、これまた國の借金だと思ふわけでございます。こんなものもおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

また、先ほども言いましたように、公社公團が國にかわって事業をしているのですけれども、先ほどの財投以外にも、縁故債だと外債だと区間借り入れだと、いろいろ借金をしているわけでございます。これも見方によつたら國の借金だと思いますので、もしおわかりでしたらお教えをいただきたいと思います。

そのほかにどういうものがあるのか、私が知らないところがありましたら教えていただきたいと思います。

これらの合計が一体幾らになるのか、また、この金利が幾らになるのか。自民党から政府がかわって、今ちょうどいい時期ではないかと思うのです。皆さん方新しい方々は、前の自民党が悪いのだ、そんなにたくさん借金をしたからこんなふうになってしまったのだ、そういうことを国民の前にきちんと明らかにして、それで国民の皆さん方に、減税をすると借金をしなければならないのを全部明らかにして、そういう借金をするのをやめるべきだと私は思うわけです。

ただ、今の内閣も、ずっと続いてきた借金以外に、平成五年度の二次の補正予算でも三次の補正予算でも、今度の平成六年度の予算でもまた借金をふやされるようですので、前の自民党ばかり悪口を言うわけにはいかぬのじやないかなと思うわけです。

こんな話をいろいろ質問取りに見えたお役所の大蔵省の方に申し上げましたら、担当担当が違うから各役所に聞いてくれというようなお話をあつたわけですけれども、やはりどなたかがこういうのは取りまとめて、全体をきちんと把握しておいていただかなければならぬ、私はそう思うわけでございます。大蔵省はおまとめをいたぐ省でございますので、ぜひ大蔵省でこういうところはおまとめをいたぐようにお願ひをいたすものでございます。

私のさつきの話はちょっとピンぼけだというお話をあつたのですけれども、いざれにしても、こまどり申しあげたのですが、まことに申しあげたのですけれども、大変なりだくさんな御質問がございました。一部事務当局に答えさせますが、まず最初に申し上げておかなければならないのは、一兆で云々という話は、これは建設国債の場合に

限つてどうだという御指摘でございましたからお答えをしただけでありまして、今回の減税のための財源はそのように考えていいということをまず申し上げたいと思います。

年内にこの財源措置も含めて基本的な税制改革をやるということを連立与党で決めておられ、しかも、それに基づいて御論議が進んでいますから、今のような状態では全くないということをまず申し上げておきたいと思います。

また、減税の効果についてでございますが、きのうも申し上げておりましたとおり、私は、今のような側面において政府があらゆる努力をしていらっしゃるということを連立与党で決めておられ、しかも、それに基づいて御論議が進んでいますから、今のような状態では全くないということをまず申し上げておきたいと思います。

一つとして、公共投資政策、政策減税、公定歩合政策、そしていわゆる一般的減税ということは、今の冷えた企業マインドあるいは消費者マインドに大変効果があるし、特にこの消費財がストック調整の最後の段階に来ているということは、いろいろな数字から明らかであるわけでありまして、そのときにこのような減税をやる効果は大きいと考えております。

ただ、これをいわゆる財源の手当てなしにやることについては久野委員の御指摘のとおりに私は考えておりますから、年内に本格的な税制改革ができるという前提においてこのような措置をとらさせていただきました。

ただ、久野委員のおっしゃいました札束を印刷してというお話をあります。このよな歯どめなき国債発行が行われるおそれがあるのは事実であります、現在こういう側面において一定の効果があるのは、市中に滞留している資金を使わせてあります。これは、市中に滞留している資金を使わせてあります。このよな歯どめなき国債発行というものは絶対反対しているということです。

○久野委員 どうもありがとうございました。

確かに二・八倍にはならないのかもしませんが、これは定義は難しいわけでござります。毎年国会の方に資料としてお出しをしております、いわゆる今後処理を要する措置というので、まともにさせていただけておりますが、全体

○竹島政府委員 いろいろとお尋ねがございましたが、これが二百一兆円と言われておりますが、これが大宗を占めてござります。それが以外に借入金というのがござりますけれども、これが五十九兆円ということになつております。

借入金の中で主要なものを申し上げますと、これは自主運用等のための借入金ということでございますが、郵便貯金特別会計におきまして三十兆円の借入金残高。それから交付税及び譲与税配付金特別会計。これは地方関係でございますが、この特別会計が抱えております残高が六兆七千億円。国有林野事業特別会計の残高が三兆一千億円。こういったことがまず大きな数字として申し上げられます。

それからもう一つ、いわゆる隠れ公債についてでございますが、これは定義は難しいわけでござります。毎年国会の方に資料としてお出しをしておりますが、これは定義は難しいわけでござります。確かに二・八倍にはならないのかもしませんけれども、ただで借り入れるお金じゃない。お金を借りれば金利は払わなければならないわけですがござりますと隠れ公債という言葉を使われましたが、私どもは特例的な財政措置と考えておりま

す。これは政府委員から答弁させます。

ただ、申し上げておきたいのは、財政投融資で

ございますが、財政投融資の本来の基本的考え方

純に足し上げますと、六年度末で三十八兆七千億円程度というふうになります。

その中で大きなものは国鉄清算事業団が抱えております長期債務、これが約二十六兆円ござります。ですから、その差十二兆円くらいがその他といたしまして、一般会計でやるべきことを肩がわりしてやっているのではないということになります。

そういう中で大きなものは、まず地方財政との関係でございまして、かつて地方交付税特別会計で、ひょっとして漏れでおりましたらお許しをいたさないのですが、まず国の債務ということでお申しますと、政府債務の中で特に問題になると思いまして、その方がなお五兆四千億円ござります。それから、これは法律でお願いしているわけでござりますが、同じく地方財政関係で、後年度に一般会計が払いをいたしますといふべきことを肩がわりしてやっているのではない

ことになります。

ただ、これは御参考でございますが、この中に

は入っておりますけれども、国債の定率繰り入

れる問題がござります。これについては過去もございましたけれども、六年度におきましても、当初において三兆円強の定率繰り入れの停止を法律でございましたけれども、六年度末で七十七兆円というふうに見込まれております。

でもってお願いを申し上げているものが別途ござります。

以上でございます。

それから、地方の方でございます。これはどう

いうふうにとらまるかという問題がござりますけれども、端的に地方においては地方債を出してございましたけれども、六年度におきましても、当初において三兆円強の定率繰り入れの停止を法律でございましたけれども、六年度末で七十七兆円というふうに見込まれております。

以上でございます。

○久野委員 どうもありがとうございました。

確かに二・八倍にはならないのかもしませんけれども、ただで借り入れるお金じゃない。お金を借りれば金利は払わなければならないわけですがござりますと隠れ公債という言葉を使われましたが、私どもは特例的な財政措置と考えておりま

西の文化

昨日の朝日新聞に「公共料金 値上げ統計」そんな記事が出ておりまして、私は減税と公共料金も同じことじゃないかと思うわけです。確かに個人的には公共料金なんか上げてもいたくないですけれども、その借金をどうするかということになると、大変問題になるわけでございます。

この間のテレビを見ておりましたら、一家族減税で十万円、公共料金で二十五万円、だから差し引き十五万円減ってしまうのだというのが出てお

りました。自民党的政調で聞いてみたら、いや、それはちょっと多過ぎるよ、それは何か数字が違うのじゃないかと言うのですが、たしか十チャンネルだったと思うのですけれども、そんなあれが出ていたのです。

やはり公共料金を上げないとなると、収入が入ってこないわけです。足りないから上げるということで、それが上げられないとなると、これから事業を縮小するか経費を節減するか借金をするか以外ないわけでござります。

事業を縮小すると言いますけれども、私は道路公団の出身なものですから、今新しく道路をつくったのをやめてしまいますと地方の人は大変困ってしまうわけです。今までではやりやすいところ、採算の合うところをずっとつくれてきました。これらは採算の合わないところ、それから、トンネルとか橋など経費のかかるところをつくるようになりまして、どうしても費用がかかるわけでござります。

そういうふうな過剰投資はやめて地方なんか切り捨てるというような話もあるのですけれども、政治というのはいわゆる弱者保護で、そういう地方を守っていくのが政治ですから、事業量を縮小するというわけにはまいらないわけでございます。

六年三月二十五日

○藤井國務大臣 一般的に物価というものは、一定よりも、さらに内外価格差というような言葉あるようだ。我が国で割高になっている物価については下げていく努力をしていかなければならぬ、これが私どもの内閣の基本的な姿勢である。

四
対策としてもいろいろ言われているわけでござります。公共投資だという話もありますし、公定歩合だという話もあるわけでございます。また、中小企業の借入金を借りかかる、そんなこともされているわけでござります。

いうことは御理解をいただきたいと思います。私は、また、公共料金についてでございます。私は、公共料金は、政府が闇戻できる料金である以上、正しい態度で臨まなければならぬと基本的に思っておりますが、今久野委員の御指摘のような、いろいろな事情もあって中には許していただきならないものも出でてくると思います。現在経済見通し、これは経済企画庁の所管でございますが、平成六年度の消費者物価一・五%アップを見込んでいます。これは、今後ますこなにせども

より予定される公共料金は含まれているわけであることを追加して申し上げたいと思います。

という御指摘がありました。私はそのとおりだと思っております。

ためにも、健全性というものを守っていかなければならぬと思っておりますが、同時に、財政に期待されているもの、今お話しのようない社会資本の整備、福祉社会のあり方、国際貢献というよ

なうことはあってはならないということをその一例として、先ほど申し上げたように、歯どめなき減税といふものには積極的に財政を活用していかなければならぬのも事実であります。

として申し上げたわけであり、現在、年内に
それをまとめていただけることを私ども確信をいたして
おります。公共投資については、私は御指摘の
ような基本的な方向が正しいというふうに認
識しております。

○久野委員 どうぞ適正な行政をお願いをいたします。
議しておられます
今景気が悪い、景気が悪いということで、景気

対策としてもいろいろと言われているわけでござります。公共投資だという話もありますし、公定歩合だという話もあるわけでござります。また、中小企業の借入金を借りかえる、そんなこともされているわけでございます。

規制緩和というのもあるのですけれども、規制緩和というのは、古くなつたのは確かに直していかなければ、廃止して規制はやめていかなければならぬと思うのですけれども、もともと規制といふのは弱者保護、弱い者を守るためにあるものだ、私はそう思うわけです。これは皆さん方、テレビなんかでよくやっておりまして御案内かと思ふのですけれども、建物の容積率、今容積率が充足されているのが東京でまだ四四%しか使っていない。まだ五六%も残っている。また、名古屋では二六%しか使っていないのだ、あの七四%はまだまだ残っているのだという状況下にあるわけでございます。

建物の容積率をどんどんふやしていくには高い建物ができるわけですので、当然周りの住民の人は反対をされるわけでございます。また、そういうふうに容積率をふやしていくと、インフラといいますか、水道にしろガスにしろ電気について、そんな施設設備も追いついていかないわけになります。こういうふうに容積率を上げることが一極集中にもつながるわけでござりますので、本当に容積率を上げて規制緩和するのがいいのかな、そんな気もするわけでござります。

また自分の話ををして申しわけないのですけれども、この間自動車の重量を二十トンから二十五トントンにされたのです。だけれども、自動車の重量を二十五トントンにしたことによって物すごい損失があるということを皆さん方はお気づきになつてみえないのです。

自動車の重量というのは四乗になつてきいくるというのです。一つものが、四乗ですから四、十六で十六倍になつてきいてくるということなんです。十六倍といいましても、例えば十六倍の速さで歩いたら、十六倍でなしに、それより前

にもう倒れてしまふわけでござります。

例えばゴムなんかでも、今までにない十六倍の力で引っ張ったら切れてしまうわけです。小さな力で引っ張っているうちはいつまでもつるわけですがけれども、十六倍の力で引っ張ったら切れてしまふわけがございまして、こういうふうに自動車の重量を上げたことによって、今まで十一年もっていた、二十年補修しなくてもつ道路が一年か二年で壊れてしまうわけがござります。これは専門家の意見ではございませんで、私が勝手にそう思っているので違っているかもしれませんけれども、そういう傾向にあることは確かにございます。

だから、外國がそうしたからということで、たまたま単にそんなことをしてしまったおかげで、何兆円、何十兆円という日本の国の損失になるのではないかと私は思うわけです。こういうふうに、單に規制緩和だ規制緩和だということと、二十トンを二十五トンに緩和を広げたことで世の中よくなつたと思ってみえる方があるかと思うのですけれども、そういうのはきちんと考えていかなければいけないのではないか、そう思うわけでござります。

でございまして、確かに三月九日の代表質問が終

わってからは自民党はちょっと待ったをかけているわけですけれども——細川総理は今まで政治改革だとずっと言つてみえたじゃないですか。東京佐川の一億円、これはまさに政治改革だと思うのですよ。だから、その辺をはつきりしていくべく、そのことが大変大切なことだと私は思います。

大蔵大臣、ぜひその辺のところのお考えをいたしまして、細川総理大臣に一日も早くそういうものはきちんと整理していくべくよう、どうぞ——大蔵大臣じゃない、海江田先生、どうぞよろしくお願いをいたします。

まあ余計なことはかり、勝手なことはかり言
て、ピンばけな話だといって皆さん方から今おし
かりを受けているのですけれども、減税にしる公
共料金にしろ、適切な行政を行つていただきこと
をお願いいたしまして、ちょうど時間になりまし
たので、終わらせていただきます。

これが至難のわざでありまして、当時大蔵大臣も自

民党側、我々と一緒にこの問題を議論していただいたいわば先輩であります。大蔵省のOBのことと言うのもいさかかれがりますけれども、当時の次官は絶対認めないと宣言されましたね。そして、政府間交渉をやろうとしても門前払い、全然交渉にもならない、そういう時期が随分続いた。まあ四苦八苦して何とか一億円の復活をさせていただいたわけであります。そういう状態に比べますと、平成六年度の改革については、本当にすばらしい、我々びっくりするぐらい。いろいろ伺っておりますと、今度政府間交渉も、要求書もびっくりするぐらい材政担当

○藤井國務大臣 大変御評価をいただいて光榮に
存じます。
こしも、人びかつては、うよりも情勢が変
る感じであります。大蔵大臣がかわるとこ
も、大蔵大臣、今回の土地住宅税制について基
本的にどういう方針で臨まれたか、まずお伺いさせ
てください。

おりま

そのくわとうかしからの、
「おかしい」といふ言葉
の、絶えらない。
かなげな、年上の土
らゆるが、もしれ
た、こります。

る現状で、おもしろい私もまた、きょう思ってて、あえて、が、平成が国の一立つて、まさに、おもろい立つて、

卷之三

一) 委員 やはり共通の認識として、今の一
立場で、今のように土地の流動化が全
てではない、したがって金融機関も非常に
形の不良債権を抱え過ぎる、これが経済
要政策ではどうしても景気回復につなが
そういう構造問題を基本的にさわってい
ばいけない。こういう観点から、平成三
税率の基本を残しながら、活用すべきあ
策手段、あらゆると言つては言い過ぎか
せんが、政策手段をとらせていただい
いうのが基本的土地税制改正の方針であ

は、将来に向けても景気の足を、ずっと引っ張っていく、こういう認識である。まさにそういう認識に立っておりまして、議論は、その前提を、共通の認識だとあります。

申し上げますと、大蔵省のある首脳の方三年度の土地税制度改革を議論しましたと学なんですがれども、バブルのときの我社経済はいわば土地本位制に基づいて成りた、この土地本位制というのをこれから

貴、こういうのをふやすことが景気をよくする一番大切なことではないかと思うわけで、先行きを明るくする、このことが大切なことだと思いま
す。

安定した政治を行う、信頼される政治を行う、このことが景気をよくするわけでござりますので、どういう理由があるにせよ、予算は一日も早く成立させるようにしていかなければならぬと思ふわけです。政治改革だ政治改革だということです、ずっと景気対策と予算を先送りされてきたわけ

申し上げまして、大蔵省、財政当局も含めて、すばらしい改善をやつていただいたと大変高く評価しているのです。

ないということからこの話は始まつたと思います。そのときの基本的な物の考え方は、ここが若干大原委員と違つたところなんありますが、平成三年の土地税制の基本は正しいという前提に私は立つております。つまり、あれは一時的な地価高騰によってああいう税制を仕組んだのではなく、あいう事態が起り、その反省の中に立つて、土地税制は恒常的にこうあるべきだという気持ちで平成三年の税制はできたと認識をいたして

わばバブルの後遺症、土地本位制の後遺症といふものを引きずつたままいくわけにはいかない。どこかでそれを一たん清算していく必要がある、これが基本的には私の考え方であるのでありますけれども、その前提できょうは議論をさせていただきたいたいと思っております。

最初に地価税について、これは主税局長でしょ
うか、政府税調では今回どういう取り扱いが出来
るのでしょうか、教えてください。

○小川(是)政府委員 地価税につきましては、昨年十一月の税制調査会の中期答申に至る過程においていろいろ御議論がございました。この点につきましては、平成元年の土地基本法の成立、それを受けての土地の保有、譲渡を含めてでございますが、それに対する課税問題の論議、そうした経過を経て地価税が平成三年度に導入された。

そして、現在確かに土地は当時に比べると下がってきているという事実認識をいたしました上で、この地価税というものは我が国における土地の保有に対する負担の求め方として、今後ともこれを着実に実施をしていくことがやはり重要であるということを述べております。また、地価税法の附則におきまして、少なくとも五年ごとに見直しをするということで書いてございますので、その点についても言及があるわけでございます。

○金子(一)委員 最近、地価税と地方税、固定資産税ですね、時々大蔵省の発言の中で、これはいわば別個の税である。それで平成二年十月の「土地税制のあり方の基本答申」の中でも、新税と固定資産税の負担調整をすべきかどうかについては、というくだりがあつて、結論だけ申し上げますと、負担調整は適切でないというのが出ているのです。

一方で、この税をおつくりになつたときの小委員長であります一橋の石先生、この方が、これは平成三年四月の大蔵委員会、この委員会なんですが、公明党の日笠委員の質疑、これはどうするのですかということに対し、余り時間がなくなつてしまふので簡単に言いますと、答弁で払う側、納税者側の立場になりますと、固定資産税でやられようが地価税でやられようが、仮に土地を持っていれば負担はかかるだから、結果として見直すという考え方を示唆されていました。もちろんこういった調整について考えるべきではないかといふ御意見もございましたし、また全体としては、今はとにかく見直し規定も入つていてことだから、着実にこれを定着させることが重要であるというが全体としての御意見であった、こういう経過

度の導入に当たりまして、新しい保有税と固定資産税というものについて負担の調整をすべきであるかどうかという点が議論の対象になったわけでございます。政府税制調査会の答申におきましては、省略をいたしますが、「新税は固定資産税と性格を異にするものであり、その間で負担の調整を図ることは適切でないと考える。」と結論づけておりますが、当時も議論がございましたので、「なお、この点については、新税から固定資産税の税額を控除すべきではないかとの意見があった」というのが実は平成三年度の新税創設のときの税調の答申でございます。

先ほど申し上げましたように、税の趣旨、目的は確かに違う。しかし、同じ土地を持つていては確かに違う。しかしながら見ると、保有について二つ税負担があるのでは、これは両者の負担というものを将来とも考えしていく必要があるのではないかというのが、地価税法の附則に、少なくとも五年ごとに検討をする趣旨の中に、固定資産税の土地の評価の適正化等を勘案しながら土地の保有に対する税負担全体の状況等を踏まえて検討するものとし、必要があるときには、これは地価税について所要の措置を講ずるという言い方で現在の法律があるわけでござります。

○金子(一)委員 適正水準について、またちょっと古い話なんですが、平成三年の四月の衆議院のやり大蔵委員会、「ここで当時の主税局長が、これは公明党の井上義久委員の質問に答えた趣旨なにか、それとあわせ、そこいらのあたりも御議論がいろいろ行われるのではないかと考えております。それが、一体地価の〇・何%がいいかという御質問でありますと、私はちょっとそれだけのこと直しという段階では、今の一税のあり方というのを答える能力はありませんけれども、五年後の見直しという段階では、今の一税のあり方といふか、それとあわせ、そこいらのあたりも御議論がいろいろ行われるのではないかと考えております。

今回、税制調査会におきましては、地価税につきましてレビューやいたしました。もちろんこういった調整について考えるべきではないかといふ御意見もございましたし、また全体としては、今はとにかく見直し規定も入つていてことだから、着実にこれを定着させることが重要であるというが全体としての御意見であった、こういう経過

も、全体としての保有コストを見守りながらといふお話をあつたのでありますけれども、土地税制については、保有コストは基本的にある程度の負担をいたぐく、譲渡部分については基本的に軽い方がいいというのが私の従来からの主張なんあります。そういう意味で、この地価税もしくは省略をいたしますが、「新税は固定資産税と性格を異にするものであり、その間で負担の調整を図ることは適切でないと考える。」と結論づけておりますが、当時も議論がございましたので、「なお、この点については、新税から固定資産税の税額を控除すべきではないかとの意見があった」というのが実は平成三年度の新税創設のときの税調の答申でございます。

先ほど申し上げましたように、税の趣旨、目的は確かに違う。しかしながら見ると、保有について二つ税負担があるのでは、これは両者の負担というものを将来とも考えていく必要があるのではないかというのが、地価税法の附則に、少なくとも五年ごとに検討をする趣旨の中に、固定資産税の土地の評価の適正化等を勘案しながら土地の保有に対する税負担全体の状況等を踏まえて検討するものとし、必要があるときには、これは地価税について所要の措置を講ずるという言い方で現在の法律があるわけでござります。

○金子(一)委員 適正水準について、またちょっと古い話なんですが、平成三年の四月の衆議院のやり大蔵委員会、「ここで当時の主税局長が、これは公明党の井上義久委員の質問に答えた趣旨なにか、それとあわせ、そこいらのあたりも御議論がいろいろ行われるのではないかと考えております。それが、一体地価の〇・何%がいいかといふ御質問でありますと、私はちょっとそれだけのこと直しという段階では、今の一税のあり方といふか、それとあわせ、そこいらのあたりも御議論がいろいろ行われるのではないかと考えております。我々もこの問題というのは、企業が今物すごく直しという段階では、今の一税のあり方といふか、それとあわせ、そこいらのあたりも御議論がいろいろ行われるのではないかと考えております。あわせまして、これはなるべく早く議論をしていく必要がある、検討をしていきたいと思っております。

そこで、特に現状の負担状況等見ますと、これ

も、全体としての保有コストを見守りながらといふお話をあつたのでありますけれども、土地税制については、保有コストは基本的に軽い方がいいというの

う数字。いろいろな統計がありますから、どれが

正確かというのは、また推計でありますから、あれ

で、相当地満が高くなつてきているの

じゃないだろうか。〇・四という一つのめどをそ

ろそろ超え始めてきている状況というふうに我々

認識しているわけであります。

それで、特に現状の負担状況等見ますと、これ

は非常に大事だと思っているのです。ただ、保有

コストの適正水準というのは一体どういうふうに

あります。そういう意味で、この地価税もしく

は保有コストという意味では、存在意義というの

は非常に大事だと思っているのです。ただ、保有

コストの適正水準というのは一体どういうふうに

あります。そういう意味で、この負担といふのを、今

ます。土地税制の地価税法の附則には、固定資産

税の状況なども見ながら見直すというのを書いて

ありますけれども、そういう状況も出てきていま

る。そういう意味で、この負担といふのを、今

ます。特定業界というよりも特定業者に著しく偏つて

いるという問題も出でてきているのかな。新聞

報道でそれとも、一番の高額地価税納税者、三

菱地所、経常利益の六〇%に達する、国税厅発で

ますと、やはり全体の保有課税、適正水準の議論

でありますけれども、その高額地価税納税者、三

菱地所、経常利益の六〇%に達する、国税厅発で</

かえだけではなくて身軽になっていくという部分も、やはり世の中いろいろなケースがありますから、そこを今回我々が提案を出させていただいている一つの根拠である。

それからもう一つ。今度受け皿として土地利用有効促進のものをつくっていただいたのです。ちょっとと幾つか問題があるんです。

五百平米以上となつているのですけれども、これは大都市になるほど寄せ集めになつてしまつて、寄せ集めで何とかやつていかなければいけない。ところが、寄せ集めをやつしていくとなると、実態からいきますと、一ヵ所ならないのですけれども、数年間にまたがつてきて全体として五百平米以上になるといったような、そういう取引実態。

そうしますと、最終的に五百平米以上になつても、それぞれの取引についてはこれの受け皿にならない。この軽減税率の適用を残念ながら受けられない。こういう問題。

何でこんなことを申し上げるかというと、平成四年度の五百平米以下の建築物の実績は八割弱あるのですね。そういう五百平米以下の取引が結構多いという実態にかんがみてあえて申し上げたところ、宅地造成事業というのも今回政府提案にちゃんと盛り込んでいただいているのです。しかし、千平米以上の場合、二〇%の公開空地、道路ですとかいろいろな部分ありますけれども、これを条件にしてしまいますと使い勝手がなかなか難しいのですよ。使い勝手の問題。

ですから、いろいろな縛りをかけてしまつてので機能していくのだろうかという問題が一つある。これはちょっとと御指摘だけ。もう一つは、適用の要件。手続上証明をしてくださいよ、これは開発行為を伴う。開発行為ですから、建築確認申請書をとつてくださいよ、こういう話になつてしまつているのですね、大臣。

ところが、土地を買いました。そして開発行

為、優良な住宅をつくりましようということで購入する。しかもそろそろ土地もいい線になつてきた。買いましょう。ところが、これは今の要件でありますと、建築確認書のある意味で要請してくださいます。

そして、それがそれなものについて、つまり開

発行為がある程度証明をされたという前提で税務申告、税務署に行って申告をして還付を受けると

いう制度にこの仕組みがなつていてのですね。そういう前提で成り立つている。

ところが、実際の開発行為をやろうとします

と、物すごく手続が大変なんですよ。これはもう大藏省はわからなくて、大臣は政治家ですからよくおわかりのとおり。事前公開制度なんてい

まして、各地方自治体に行って手続をとりますと、まず公開制度で看板を立て、そして周りに周知させなさい。こういう開発行為をやりますよ

と周知をさせなさい。そして中には、これ結構多く漏れてしまつて、現場に行けば行くほどそれがひどい。こういう問題。

何でこんなことを申し上げるかというと、平成四年度の五百平米以下の建築物の実績は八割弱あるのですね。そういう五百平米以下の取引が結構多いという実態にかんがみてあえて申し上げたところ、宅地造成事業というのも今回政府提案にちゃんと盛り込んでいただいているのです。しかし、千平米以上の場合、二〇%の公開空地、道路ですとかいろいろな部分ありますけれども、これを条件にしてしまいますと使い勝手がなかなか難しいのですよ。使い勝手の問題。

買つたらば翌年の三月十五日の税務申告までにこれをとつておかなければいけないのです。税務署に申告しなければいけない。証明書を持っていかなければいけない。これは開発行為がおりました、受理しましたというのを持ってこなければいけない。これが相当縛りがかかるつてしまつて

いるのですよ。

ところが、今申し上げたように、当該年度に

漏れてしまつて、現場に行けば行くほどそれがひどい。こういう問題。

何でこんなことを申し上げるかというと、平成四年度の五百平米以下の建築物の実績は八割弱あるのですね。そういう五百平米以下の取引が結構多いという実態にかんがみてあえて申し上げたところ、宅地造成事業というのも今回政府提案にちゃんと盛り込んでいただいているのです。しかし、千平米以上の場合、二〇%の公開空地、道路ですとかいろいろな部分ありますけれども、これを条件にしてしまいますと使い勝手がなかなか難しいのですよ。使い勝手の問題。

買つたらば翌年の三月十五日の税務申告までにこれをとつておかなければいけないのです。税務署に申告しなければいけない。これは開発行為がおりました、受理しましたというのを持ってこなければいけない。これが相当縛りがかかるつてしまつて

いるのですよ。

買つたらば翌年の三月十五日の税務申告までにこれをとつておかなければいけないのです。税務署に申告しなければいけない。これは開発行為がおりました、受理しましたというのを持ってこなければいけない。これが相当縛りがかかるつてしまつて

いるのですよ。

買つたらば翌年の三月十五日の税務申告までにこれをとつておかなければいけないのです。税務署に申告しなければいけない。これは開発行為がおりました、受理しましたというのを持ってこなければいけない。これが相当縛りがかかるつてしまつて

いるのですよ。

税の世界じゃないですかね。大藏省を責めるとか、大藏省、これはおかしいじゃないのといつたって、これはある意味でしようがない世界ではあるのですけれども、しゃばの世界はそういう部

分が非常に多いというものが現状なんですね。そういう意味で、これはそういう世界でありますか

が通つていけば、現場に行けば行くほどそれがひとり歩きしていく、これはもう厳しく運用され

るというの、これはそういう世界でありますか

ら、そういう意味では、こういうことで非常に受け皿としては、さつき再三申し上げましたとおり評価しているのですけれども、相当使い勝手が難

しい部分がある。

そういう意味で、冒頭に申し上げましたように漏れてしまつて、企業、リストラという意味で漏れてしまつて、それからもう一つは、

漏れてしまつて、現場に行けば行くほどそれがひどい。こういう問題。

何でこんなことを申し上げるかというと、平成四年度の五百平米以下の建築物の実績は八割弱あるのですね。そういう五百平米以下の取引が結構多いという実態にかんがみてあえて申し上げたところ、宅地造成事業というのも今回政府提案にちゃんと盛り込んでいただいているのです。しかし、千平米以上の場合、二〇%の公開空地、道路ですとかいろいろな部分ありますけれども、これを条件にしてしまいますと使い勝手がなかなか難しいのですよ。使い勝手の問題。

買つたらば翌年の三月十五日の税務申告までにこれをとつておかなければいけないのです。税務署に申告しなければいけない。これは開発行為がおりました、受理しましたというのを持ってこなければいけない。これが相当縛りがかかるつてしまつて

いるのですよ。

買つたらば翌年の三月十五日の税務申告までにこれをとつておかなければいけないのです。税務署に申告しなければいけない。これは開発行為がおりました、受理しましたというのを持ってこなければいけない。これが相当縛りがかかるつてしまつて

いるのですよ。

買つたらば翌年の三月十五日の税務申告までにこれをとつておかなければいけないのです。税務署に申告しなければいけない。これは開発行為がおりました、受理しましたというのを持ってこなければいけない。これが相当縛りがかかるつてしまつて

いるのですよ。

買つたらば翌年の三月十五日の税務申告までにこれをとつておかなければいけないのです。税務署に申告しなければいけない。これは開発行為がおりました、受理しましたというのを持ってこなければいけない。これが相当縛りがかかるつてしまつて

いるのですよ。

買つたらば翌年の三月十五日の税務申告までにこれをとつておかなければいけないのです。税務署に申告しなければいけない。これは開発行為がおりました、受理しましたというのを持ってこなければいけない。これが相当縛りがかかるつてしまつて

いるのですよ。

買つたらば翌年の三月十五日の税務申告までにこれをとつておかなければいけないのです。税務署に申告しなければいけない。これは開発行為がおりました、受理しましたというのを持ってこなければいけない。これが相当縛りがかかるつてしまつて

いるのですよ。

それで、先ほど大臣からもお話をあったのです。その範囲内で考えるということ、これも基本的には私は正しいと思っています。これはちょっとと個人的な、党内の意見と多少違うかもしれませんけれども、大事なことであると思っています。

それで、先ほど大臣からもお話をあったのです。その範囲内で考えるということ、これも基本的には私は正しいと思っています。これはちょっとと個人的な、党内の意見と多少違うかもしれませんけれども、大事なことであると思っています。

ただし、土地基本法のこの前提というのは、土地の有効利用促進という観点から、どの程度の規模の土地利用を妥当とするかということ、いろいろな土地関係省庁とも議論をいたしました。それが五百平米というもの、一つの基準として設けさせていただいたものでございます。

いま一点の手続の問題につきましては、確かに建築確認の申請というものを要するわけでござい

非常に厳しく取り扱っている、それはそのとおりなんです。

もう一つは、土地基本法は有効利用が大原則。今度の民都機構もその大原則ですよ。これも賛成なんです。有効利用するものについては、今回そういう政府提案に出されました、本則に戻そ

う、トータル一〇%戻そつ、これは私はそのとお

りでいいと思ってているのです。

ただ、さっき申し上げましたような長期展望に立ったまじめな取引の部分については、バブルのときにつくられたいわば禁止的な部分、超短期は別ですが、有効利用の取引という概念と通常の取引という概念があるのです。投機がそのほかにある。三つ取引の概念があると私は思っているのであります。通常の取引まで重課という禁止的なものを残しておくるのが本当にいいのかねというところが基本的な部分なんです。そのところをえて強調をしておきたいと思うのですが、時間が少し迫ってきたものですから、最後にまた。

それから、あわせて後でお答えいただきたいのですが、我々があと主張しておりますのは損益通算なんですよ。さっき申し上げましたように、これはもう不動産、流通じゃなくて、全業種にリスクを一生懸命やってもらおう。ところが、今の税制の体系の中では、その損益通算は認めていませんから、いわば売って必死になつて赤字を埋めていこう、企業が減量をしていこう。確かに不動産に少々手を伸ばしたかもしらぬ。それから、業況を拡大するためにいろいろな工場等も伸ばしてきたかもしらぬ。それを売つて処分して赤字を埋めていいって、そして正常な姿に戻していこう。こういう部分についても、土地取引については從来のバブルのときの重課がそのまま残つてしまつて

いるのです。

我々の提案は、今そういう状況をどういう状況かなど考えてみますと、資産を持つて居る要なきり老人、病院に行って治療を受けよう、ちょっとと高額かもしれませんけれども老人ホームに行つて治療を受けようと思つていて、資産を処分して

持つていつたら、だめですよ、あなた、まずその資産を売る前に、今寝ている布団を売り払つていらっしゃいというよつた、これはそういう話なんです。資産を持ちながら、それが使えないという部分がこの損益通算で今問題になつてゐるのであります。

そういう意味で、私は、特に今の景気状況、もう今さら景気状況がどんな状況かなんということは申し上げませんけれども、この損益通算についても、二年間に限るのです。二年間に限つて、景気対策です。これをいわば正常な姿に戻してあげよう、赤字を埋める範囲においてはそれを認めてあげようじゃないか。黒字になった部分までそれを認めるということはだめです。

我々の提案も、ここをぜひ御理解いただきたいのですが、赤字を埋める範囲については追加課税のついたような概念を落としてあげましょう、長期についても一〇を五%まで落としてあげましょう、黒字になって利益が出る部分については現行の重課をかけます。超短期という部分についてはもう論外です。超短期について我々主張しているわけではないのです。

そういうことで、今共同債権買取機構が一生懸命支えていますけれども、共同債権買取機構には金融機関の持ち込みも随分ふえましたね。見ていたら、随分ふえています。ところが、実際にそれが売却をされて動いているかというと、残念でありますけれどもほとんど動いてないということがあります。

そういう意味で、大蔵大臣にこの点をぜひ御理

解をいただきたいと思いますし、また、この修正案について、連立与党側の皆様方にもそういう前提を踏まえて今いろいろ協議をしていただいているふうに私は理解をしておるのでですが、日本委員よろしいですね、思つております。最後に御所見を。

○藤井国務大臣　今の金子委員のお話は、私たち

と同じような基本、同じ土俵の上に立つての御議論をいただき、大変感謝をいたしております。土地

基本法において、土地は有効利用しなければい

けない、公共の福祉に使わなければいけない、投

機的取引はいけない、社会経済情勢が変わったこ

とによって資産がふえた分は公共にも還元してい

なくて、金融機関全体がいわば買取機構になつて

いるのです。

何でかといいますと、〇・二五なんてただみた

いな、普通預金金利ですよ、金融機関は。あれでもつて土地を支えているわけです。この状態がそれでいいのですかといつたら、大臣だってこの状態がいつまで続くとは思わないでしようし、この状態でじつと動かないというのがいいと思わな

い。多分そう御同意いただけると思っておるのであります。

そういうことで、やはり冒頭に申し上げました

ように、今度の税制改革を大蔵省が非常に、我々もしくは要求官庁すらびっくりするくらい前広に取

り上げていただいたいたいことは、そういう共通

の認識があるからだと思っておるのであります。

そういう意味で、さっき申し上げましたよう

に、土地基本法の範囲を逸脱するわけではないけ

れども、それはそれでいい。しかし、それ以外に

通常の取引についての重課のまま残していくとい

うことについて、残してしまつていると、その救

われない企業、救われない業種がやはり幾つか出

てきてしまう。手続面で間尺に合わないという部

分も出てきてしまつ。そういう全般的な状況を考

えて、今回我々が提案をさせていただいたわけ

であります。

そういう意味で、やはり状況を先取りするとい

う、いわばそのところを大臣も多分御理解をい

ただけると思っておりますけれども、ことしはだ

めだけれども来年になつたらできたみたいな話に

しゃつていただいたのですけれども、そういう状

況であるということは我々、これは大臣も、再三

ぐらい先を肌で感じて。これはもうよく言わ

れることであります。

そういう意味で、平成四年度税制改革を我々主

張していただけれども、あのときに主張していたの

〇金子（一）委員　景気の認識については、役所側

は出てきた統計に基づいて初めて議論できる。大

臣も我々も政治家は、何となく直感で、多分半年

な仕組みなのか、そこいらの認識、そこだけがや

や私ども若干の違ひがあつたよう思います。

ただ、非常に貴重な御意見だと思って承らせて

いただきました。ありがとうございます。

そこで、問題は、その一〇%の上積み、金子委

員は重課と使われたわけありますが、これが異

常に状況のときの仕組みなのか、あるいはそのこ

と自体がノーマルな、土地基本法の中での基本的

な仕組みなのか、そこいらの認識、そこだけがや

や私ども若干の違ひがあつたよう思います。

ただ、非常に貴重な御意見だと思って承らせて

いただきました。ありがとうございます。

</div

○宮地委員長　休憩前に引き続き会議を開きま

૧૫

質疑を続行いたします。佐々木陸海君。

という方向が転んでしまったということで、転でもただでは起きないところがあるとも言えるナあります。

せていただきたいと思います。

繰り返しますが、所得課税の軽減と消費課税の充

実であると考えております

○佐々木(陸)委員 連立与党、いろいろ検討して

○佐々木(陸)委員 最初に、きのう、きょう、こ
ういう審議が行われていますけれども、その審議

一年限りの減税にして、国民に対しては、統てほしければ消費税の増税を受け入れよ、嫌な打ち切るぞ、そう迫っている、そういう形の減税もあるというふうにも言えるわけあります

け
税
提
ら
い
ま
す
が、
私
が
税
制
改
革
と
し
て
今
ま
で
申
し
上
げ
て
い
る
と
う
い
う
見
方
で
申
し
上
げ
る
な
ら
ば、
繰
り
返
し
に
な
り
ま
す
れ
ど
も、
今
後
の
あ
る
べ
き
社
会
に
お
い
て、
国
民
の
皆
様
の
御
負
担
を
ど
の
よ
う
な
形
で
お
願
い
す
る
の
が
次
の
世
代
の
社
会
に
と
っ
て
望
ま
し
い
か
と
い

いるということですけれども、大臣としてはその検討の行き着く結論はもうはっきりしているということに理解をしておきたいと思います。

私たち、税制改革というのは、抽象的な言葉ですけれども、税制改革というもののあるべき姿、そういう方向をさじやなくて、歳出のむだを

りますように、減税法案、その財源としての公債発行の法案、その内容は来年度予算の重要な一部

出しなかつたか、できなかつたか、その点について大臣の見解を伺つておきたいと思います。

○藤井国務大臣 私どもは、政権発足以来、今
の福祉社会のあるべき姿、その中において、活

い
力 後 だ

○佐々木(陸)委員 それは抽象的な論議に当然なるわけです。

今後も所得減税を続けるとすれば、その財源として大臣はどういう選択肢があると考えておられ

姿、そういう方向だけじゃなくて、歳出のむだを極力省くことを前提にしながら、不公平税制の是正などを徹底的に行うことによって国民には増税なしの減税を実現する道、それこそが私たちの考える本当の税制改革だということを申し上げておきたいと思います。

かいた減税の方針にまだりも、その財源をどうするかという問題は、本来、予算全体、歳入歳出全体の諸議案二切り推進のはずのないのだろうが、

つ私どもの言葉で言いますと、それは、税制としては所得課税の整減であり消費課税の充実であるということを申し続けてまいりました。

中 な る し
いう、名前を変えるにしても、要するに消費税の増税、そういうもの以外の選択肢としてどんなものを持っておられるか。もちろんこれから議論していくわけですからどれども、それ以外の選択肢としてどういうものがあるか。あつたら示して

そういう事態を招いた政府の責任という問題もあるのではないかと思いますが、その点について大臣

でもそういうようないろいろな議論が行われてたことは事実であります。

○藤井国務大臣　減税財源という言い方でありますと、減税の穴埋めのための何の税制かというふうな御理解になりますて、私の本意でございません。しかし、現在在庫立手党の中で協議会で勉強しているところです。

いろいろな御協議の結果でございますので、その問題に触れるのは避けさせていただきますが、三月

在の経済情勢の中で、とりあえず平成六年度景
対策に目を置いて先行的な減税を行つ、同時に
内に今申し上げましたようなるべき税制の姿

御検討になつていただいていると思いますし、私どもは、そのあるべき税制としては、去年の八月以来、所得課税の軽減と消費課税の充実であるといつておつゝ（先ほめて）ござります。

かつたということは率直に申し上げたいと思います。

○佐々木(陸)委員 要するに、できるだけ早く、ういう位置づけをしたわけで、それに従った形の提案をさせていただくことを御理解いただき、いと思います。

○佐々木(陸)委員 要するに、所得減税という問題に限って、その財源ということに限つて見れば、消費税の税率アップ、そういう方向しかな
くでたたきます。

今回の所得減税は、政府、大蔵省当局も緊急避難的な措置だと称するなど、本格的な財源対策も

我々も賛成しているわけです。大蔵大臣にお聞
りますが、今度の減税・税制改革への橋渡し
減税であるということも言われております。こ
れについて附則というものを提案され
ます。

川総理のあの腰だめ発言が挫折して、増減税一体

するのですが、大臣は、税制改革という言葉で、そういうものをイメージされているか、率直に伺

の中でも明らかにしてきているところですけれども、今回はこの所得減税の財源に赤字国債を充てることが提案されているわけあります。私たちは当然これに反対であります。

財政制度審議会の六年度予算の編成に関する建議を見ますと、こういう文章が出てきます。「政府においては今般、六年度限りの措置として所得減税を実施するとともに、税制改革については年内の国会で実現を図る方針を表明した。現下の厳しい財政状況にかんがみれば、減税による税収減少を補うため、公債を発行せざるを得ないものと考えられる。」というふうに述べていて、それに沿って赤字国債発行ということが出てきています。

昨日の大臣の提案理由説明でも、今度の国債発行は来年度に予想される四つの概念の税収減少補うものというふうに説明されています。「一つは、所得税の特別減税による収入減、これが二兆六千百億円。二つは、法人特別税の廃止による収入減三千百億円。それから、相続税による収入減一千七百億円。それから、自動車消費税の特例廃止による収入減が四百三十億円」ということであります。

一年限りの特別減税の財源として赤字国債を発行するというのは、立場は違いますから我々賛成しかねますけれども、一つの立場としては理解できることではないはずです。これらを赤字国債発行の対象に加えた理由は何でしょうか。

○藤井国務大臣 一般的な所得税減税についてはそれなりの御理解がありますので触れませんが、相続税につきましても、あるべき税制という中でこれは取り上げられていました問題でございます。また、法人特別税、消費税にも触れられましたが、これらは本来からいいますと平成六年度において処理しなければならない事態であったわけでありますが、現下の財政状況なども考えながら、これらについても一括して連立与党の御決定においては六兆円の減税という、これは全部足したもので

ござりますね。所得、住民それから特別法人、相続、消費、全部を足したものでございますが、これらをひっくるめて六兆円減税をする、それをとりあえず先行するという御決定をいたいで、その中の処理として今佐々木委員御指摘のような措

置になった次第でございます。

○佐々木(陸)委員 そうすると、所得税特別減税がなかったとしても約五千二百億円の赤字国債を発行したことですか。

○藤井国務大臣 仮定の問題でございますのではございませんけれども、今回の連立与

ぱりお答えはできませんけれども、今回の連立与

党的御決定というものは、そういう形の先行減税

を六兆円規模でやる、その対応としての赤字国

債であるというふうに御理解をいただきたいと思

います。

○佐々木(陸)委員 要するに、所得税減税の財源

として赤字国債を発行することにしたから、これ

幸いとそれに全部投げ込んでしまったというふう

に言わざるを得ないと思うのです。

相続税の減税財源を赤字国債の発行対象にして

いますけれども、今回こういう相続税の減税をし

なくてはならなくなつたのは一体だれの責任なの

か。その元凶となつたパブルと地下高騰に政府も

重大な責任を負つてゐるはずだ。それをまとめて

一年限りの特別減税の財源として赤字国債を発行することではないはずです。これらを赤字国債発行の対象に加えた理由は何でしょうか。

○藤井国務大臣 一般的な所得税減税については

省みることもしないで、将来の国民の増税を担保

にすることが政治的に許されるのかという問題が

あります。それが、その点はいかがですか。

○佐々木(陸)委員 全体として見ますと、その二

つの税も場当たり的につくつて場当たり的に廃止

する。しかもそれを将来の国民増税に財源を求める、赤字国債発行の対象にするのは筋違いだと思

います。

○佐々木(陸)委員 話を聞いてみると、要するに

政府の言う税制改革というものは、今回の赤字国債

の発行対象部分を、言ってみれば全部将来の大増

税を補つてしまつておきたいと思います。

もう一つ哲学の問題というほどのものでもあ

りますが、その点大蔵大臣いかがですか。

○藤井国務大臣 平成四年のときの採用について

は今主税局長が答弁したとおりでございます。

○佐々木(陸)委員 以上何点か聞きましたけれど

も、どういう基準で赤字国債の発行対象を決めた

のか余り明確ではない。整合性と合理性を重んじ

る大蔵省としてはちょっと異例な、乱暴な、無責

のも哲学、合わないものと言わざるを得ません。

さらには、この米不足の中でも原料が不足して、そ

たのか。また、自動車消費税の方はどういう経緯で廃止することになったのか。

○小川(是)委員 法人特別税と自動車に係る

税はいかがでしようか。

○藤井国務大臣 財政当局といたしましては、も

う昨年来の御議論でおわかりのとおり、これらの

問題は一体的に処理すべきであるということを主

張し続けてまいりましたことは事実でございます。

しかししながら、これまでもう御承認のような経

緯を踏まえまして、連立与党中の最終的な御決

定としてこのようないくつかの御決定をいたいで、六兆円

の先行減税、そして年内に基本的な税制改革を実

現する、こういう御方針のもとに我々は予算を編

成しております。これは連立与党の御決定も大変

な御苦労の末だと考えており、私どもは大変意義

のあるものと受けとめていることも事実でござい

ます。

○佐々木(陸)委員 しかし方針には断固反対して

いたいと思います。

○佐々木(陸)委員 話を聞いてみると、要するに

政府の言う税制改革というものは、今回の赤字国債

の発行対象部分を、言ってみれば全部将来の大増

税を補つてしまつておきたいと思います。

もう一つ哲学の問題というほどのものでもあ

りますが、その点大蔵大臣いかがですか。

○藤井国務大臣 平成四年のときの採用について

は今主税局長が答弁したとおりでございます。

○佐々木(陸)委員 以上何点か聞きましたけれど

も、どういう基準で赤字国債の発行対象を決めた

のか余り明確ではない。整合性と合理性を重んじ

る大蔵省としてはちょっと異例な、乱暴な、無責

のも哲学、合わないものと言わざるを得ません。

さらには、この米不足の中でも原料が不足して、そ

れだけでも値上げをしなければならぬ酒もあると
いうときに、こういう税率のアップをするとい
う点でも、いろいろな意味で実情にも合わないし、
ともかく税収をふやしたいからやるんだという哲
学に行き着かざるを得ないと私は思うのですが、
その点 大臣いかがでしょうか。

○小川(是)政府委員 今回お願いをしております
酒税の改正につきましては、昨年の税制調査会の
答申でも、酒の税負担水準が低下している酒類に
ついては負担を適正に保つ必要がある、適時見直
す必要があるということございまして、その一
部の負担の回復を図るとともに、最近における酒
の消費態様の変化にかんがみて、お酒の相互間の
税負担の公平化の観点から税率の調整を行うもの
でございます。

もとより、今御指摘のありました現下のさまざま
な状況を踏まえまして、税率の引き上げ幅につ
いては最小限にとどめたいと御提案しているとこ
ろでござりますし、米の凶作による原料米の不足
あるいは価格の高騰に対応いたしまして、清酒で
あるとかしようちゅう、とりわけ乙類につきまし
ては、原則から見ますと実情に応じてきめ細かく
引き上げ幅を配慮しているところでございます。
最後にもう一点、清酒あるいはようちゅうと
いった、とりわけ中小零細事業者が多い分野につ
きましては、この酒税改正の影響を緩和するた
め、租税特別措置法で從来から行っています酒
税の軽減措置の適用期限が参りますのを、三年間
延長するということにいたしております。また、
財政面におきましても、清酒に係る近代化事業基
金であるとかしようちゅう乙類業対策基金につい
て、それぞれ十億円の無利子貸し付けの積み増し
措置を講じているところでございまして、こうし
た角度から状況にも配慮をいたして、そして
御提案をしているつもりでございます。

○佐々木(陸)委員 いろいろ説明がありました
が、今の時点での酒の大額な税率アップ、国民は
納得しない、我々はあくまでも反対するというこ
とを申し述べておきたいと思います。

次に、固定資産税の評価がえに伴う土地登記に
関する登録免許税等の緩和措置について若干質問
いたします。

固定資産税の評価額が今大幅に、全国平均で約
三倍に急上昇し、それを課税標準とする土地取引
に係る登録免許税はそのままでは大幅に膨らむ。
今回の改正では、土地の評価額を九四・九五年度
の二年間は四〇%、それ以降は五〇%に減額す
る、そして負担を軽減するということにしていま
すけれども、問題は、本当に国民が願う緩和措置
になっているかどうかという点をはつきりさせた
いと思うのです。

自治省に伺いますが、評価がえの引き上げ幅
は、全国平均では約三倍と言わわれておりますけれ
ども、東京圏や三大都市圏、地方都市など具体例
を挙げて評価がえの実態をお示し願いたいと思
います。

○宮田説明員 お答えいたします。
固定資産税の評価がえにつきましては、現在各
市町村におきまして課税台帳の縦覧という準備作
業の段階に入っている状況でございます。したが
いまして、その全体の状況についてはまだ把握す
るような段階に至っておりませんけれども、現段
階におきまして判明しております基準となる宅地
につきましての評価の上昇割合を申し上げます
と、四十七県庁所在地の平均で三・〇二倍でござ
います。

この中で、三大都市圏に所在する土地について
は、東京都特別区三・三一倍、横浜市一・七五
倍、名古屋市三・四五倍、大阪市三・二四倍、神
戸市三・三倍というようなことで、平均で見ます
と三・一七倍程度と考えております。
以上でございます。

○佐々木(陸)委員 今回の改正による四〇%の減
額では評価の引き上げ幅が二・五倍以上で現行よ
りも負担増になる、五〇%の減額措置では二倍以
上の引き上げが現行よりも負担増になる、これは
もう計算上はつきりしております。今挙げられた
ように全国平均で三・一七倍ということになった
ことを申し述べておきたいと思います。

としますと、この緩和措置をとったとしてもほと
んどが負担増になるのではありませんか。大臣、
どうでしょうか。

○小川(是)政府委員 今お話をございましたよう
に、平均的には固定資産税評価の引き上げ幅が約
三倍というところを、登録免許税では課税標準を

百分の五十とする負担調整措置を講ずることにい
たしているわけでございますから、この倍率が約
一・五倍、五割増しということになるわけでござ
います。当初の平成六年から平成八年三月三十
一日までは課税標準を四割にするということにい
たしておりますから、そういう意味では約二割増
し、三倍の四割ということを二割増しという経過
措置を講ずることにいたしているわけでございま
す。

固定資産税の評価につきましては、これまで
過去相当大幅な評価額の引き上げがあつたことも
ございます。この今回の一・二倍あるいは一・五
倍を上回るようなことがございましたが、このと
きには何ら負担調整措置なしでやつてございま
す。

今回は特に大きいというところから、こうした
措置を講じようというところでござりますが、登
録免許税は、その性格が、登記のときににおける不
動産の時価に対して課税が行われる。しかも、そ
の時価は三年ごとの固定資産税評価額を使つてい
るというところから、固定資産税評価額の見直し
が行われるときに登録免許税として時価評価、い
わば評価額が上がる、これは資産課税のあり方と
して当然のことであるという点はぜひ御理解をい
ただきたいと存じます。

○佐々木(陸)委員 そうおっしゃいますが、私の
ところにもいろいろそういう問題で相談が持ちか
けられております。
例えば、一昨日相談を受けました東京府中市の
司法書士の話によりますと、府中市のある町の百
六十平方メートルの土地、現在の評価が六百六
十万円、評価がえ後が四千八百八万五千円になる。
よう

六倍ということですが、この場合の登録免許税の
変化は、今は三十三万円。これが、当面の二年間
で二万七千円になる。これは計算上当然出てくる数
字でございます。

しかも、大都市圏の場合にはマイホームの取得
は建て売り住宅購入が一般的ですから、建て売り
業者が地主から買ったそのときの登録免許税が売
り値に転嫁されるわけですから、さっき言った二
年までの例でいいますと五十万円プラス五十五
万、計百万円を余計に負担しなければならない
あります。しかも、地方税の不動産取得税も、若干緩和
されるけれども同様の負担増になるということと
で、両方含めると税額はとんでもない額になる。

これが特別の例ではない、こういうことが許され
ていいのかという怒りの声がありますけれども、
こういう声にどうお答えになるか、お聞きしたい
と思います。

○小川(是)政府委員 固定資産税の評価がえに伴
いまして、登録免許税の負担がそうでなかつたと
きに比べて変わるわけでござりますし、それは各
土地ごとに違うというのも事実でございます。た
だ、登録免許税は、どこまでも不動産の登記、土
地の登記に伴いその背後に担税力を見出して課税
を行ふものでございますから、当該土地の価格が
それだけのものだと、高騰している場合には、や
はりそれに応じて負担をしていただくべき性格の
ものでございます。

もう一つは、登録免許税は、当然のことながら
取引の都度、登記の都度課税が行われるものでござ
います。土地をもつてあるからといって経常
的に課税されるものではございません。したがつ
て、土地の購入価格が大きくなつたのに応じてそ
の都度の、そのときの負担額がそうでなかつたと
きより大きい、そういう性格のものであるという
ところもぜひ御理解をいただきたいと思います。

○佐々木(陸)委員 今、住宅建設が景気を支えて
いるというふうにも言われています。政府がどう

うとしている、いろいろ立場はありますけれども、せっかくの土地税制や住宅税制の緩和措置も

こういうもので足を引っ張られる。現に、司法書士会なども、登録免許税による土地流通コストの増大が土地流動化を阻害する要因になりかねない

というふうに言っているわけでありまして、景気対策の観点からも大変問題だらうと思います。

昨年来の地方行政委員会での固定資産税の評価がえの審議でも、自民党の自治大臣が、今回の評価がえは評価を公示価格対比に変えるだけで、国民に負担増をもたらすものではないということを何回も力説しているわけであります。だとすれば、これを課税標準とする登録免許税も、当然負担増にならないようには本的に対処すべきではなかつたかといふことを考へるわけであります。今回の租特改正による相続税の小規模宅地への減税特例のように四〇%の減額を二倍の八〇%減額とか、自民党が言つておられるように三分の一への減額という案もありますけれども、さらに負担軽減の措置をとるべきであるというふうに考へますが、いかがでしようか。

○藤井国務大臣　ただいま主税局長が答弁いたしましたように、この登録免許税の仕組みといふのは、つまり時価でやるべきだということ、そして、固定資産税等とは違つて取引という一つの事実に着目して、單発的というのでしようか、そういうふうに考へます。

同時に、登録免許税、今主税局長が申しましたように、大幅な軽減措置をとつておるわけでありますので、固定資産税とはおのずから違つて面のあります。○宮地委員長　この際、暫時休憩いたします。

午後二時二十七分休憩

午後三時五十四分開議

○宮地委員長　休憩前に引き続き会議を開きます。

○村上委員　自民党を代表して質問をさせていただきます。

○大蔵委員会は、社会党さん初めてほかの党的皆さんで暮らすいい男とやゆされております。今まで

ます、今国会における大蔵委員会の審議について、率直な気持ちを申し上げたいと思います。

今、国会におきましては、大蔵委員は一年を二日で暮らすいい男とやゆされております。今まで

ます、今国会における大蔵委員会の審議について、率直な気持ちを申し上げたいと思います。

今、国会におきましては、大蔵委員は一年を二年を二年で暮らすいい男とやゆされております。今まで

ます、今国会における大蔵委員会の審議について、率直な気持ちを申し上げたいと思います。

したいと思います。

○村上委員　今大臣が率直にお認めになりましたが、私は、今回こういう事態になった原因は、一つは予算の編成のおくれと、一つは総理の佐川急便に対する対応の不適切だと思います。

私がことで恐縮ですが、昨年私が大蔵政務次官のときには、十二月二十六日に政府案決定、三月六日に衆議院通過、三月三十一日に参議院通過、年内予算編成、年度内成立に政府・与野党一体となつて努力したのであります。

私は自身、今回なぜこうなつてしまつたのか私なりに分析してみると、昨年の暮れに、米の自由化の問題の中で連立与党の中が空中分解しそうになつた。そしてまた、減税をせざるを得ない状況において、その減税の財源について直ちに決めることができない状態にあつた。そのため、年内予算編成を放棄せざるを得なかつた。そういう面において、私は本当にきょう御出席の、我々も会におきまして、重要な法案六本まとめてつるしを外して当委員会に付託されて、それも二日間で審議をし、これは私は、国会まだ当大蔵委員会の自殺行為ではないかという気がしております。

私は自身本当に残念に思いますのは、今回の六本の法案、国民の皆さん方のそれぞれの生活や日々の暮らしにおいて、どれも本当に重要な問題ばかりあります。それをこういう形で終わらせてしまつたこととはいえ、私は良心の苛責を禁じ得ません。

○大蔵大臣は第三次補正予算をつくるた

日の質問で大蔵大臣は第三次補正予算をつくるた

だとき、そのように思う次第でございます。

そしてまた、なぜ予算編成がおくれたのか、昨

日含めてそうですが、当委員会の委員の先生方に政

治家の良心としてこの問題について深く考えてい

ただきたい、そのように思ふ次第でございます。

そしてまた、なぜ予算編成がおくれたのか、昨

日含めてそうですが、当委員会の委員の先生方に政

治家の良心としてこの問題について深く考えてい

ただきたい、そのように思ふ次第でございます。

そしてまた、なぜ予算編成がおくれたのか、昨

日含めてそうですが、当委員会の委員の先生方に政

治家の良心としてこの問題について深く考えてい

ただきたい、そのように思ふ次第でございます。

そしてまた、なぜ予算編成がおくれたのか、昨

日含めてそうですが、当委員会の委員の先生方に政

治家の良心としてこの問題について深く考えてい

ただきたい、そのように思ふ次第でございます。

そしてまた、なぜ予算編成がおくれたのか、昨

日含めてそうですが、当委員会の委員の先生方に政

いても、私は、政府はもっと真剣に考えるべきではないかと思います。

特にもう一点、タイミング、明確性の問題であります。例えば、国民の皆様方が寝静まつた真夜中に、国民福祉税という、看板をかけることだけ

で消費税を七%にしてしまつた。まず大臣にお伺いしたいのですが、腰だめといふのはどういう意味ですか。

○藤井国務大臣　おおむねという意味だと思います。

○村上委員　私は、調べたところによりますと、腰だめというのは、小銃ですとこういうふうに構えて撃つ。大筒がありますね、大砲のような大きさで消費税をせざるを得ない状況をここに押し当てるため撃つの腰だめというふうに解釈しております。

ただ、そのときに私自身思うのは、なぜ消費税を放棄せざるを得なかつた。そういう面において、私は本当にきょう御出席の、我々も会見で答えられなかつた。それはどうしてですか、大蔵大臣。

○藤井国務大臣　昨日の八月以来、これからあるべき福祉社会における税負担のあり方というこ

とについては非常に議論を続けてきたわけであります。そういう中で、消費課税の充実、所得課税の軽減という一つの大きな方向があり、税制調査会の議論も大体その方向であり、同時にまた連立

与党の御議論もそういう方向であった。そういう

ことを受けて細川総理がこれについての草案を提

案された、これが経緯だと存じます。

○藤井国務大臣　昨日の八月以来、これからあるべき福祉社会における税負担のあり方というこ

とについては非常に議論を続けてきたわけであり

ます。そういう中で、消費課税の充実、所得課税

の軽減という一つの大きな方向があり、税制調査

会の議論も大体その方向であり、同時にまた連立

与党の御議論もそういう方向であった。そういう

ことを受けて細川総理がこれについての草案を提

案された、これが経緯だと存じます。

○村上委員　それは余りにも総理の記者会見として何が何千億、何が何千億と言うのもいかがかということ

で、恐らくああいう言葉を使われたものと考えて

おります。

○藤井国務大臣　今このこのような取り扱いにつ

いては、もう一方私が感じますのは、景気対策

のままであります。景気対策は、何といつても

タイミングと明確性が必要であります。そのタイ

ミングと明確性は何か。

例えれば減税のタイミングにしても、昨年八月に

きました。それで、それが政府の一員であります

議員として、それをどのようにお考えになるか、

御所見を賜りたいと思います。

○藤井国務大臣　今このこのような取り扱いにつ

いては、もう一方私が感じますのは、景気対策

のままであります。景気対策は、何といつても

タイミングと明確性が必要であります。そのタイ

ミングと明確性は何か。

例えれば減税のタイミングにしても、昨年八月に

きました。

それで、それが政府の一員であります

議員として、それをどのようにお考えになるか、

御所見を賜りたいと思います。

○藤井国務大臣　今このこのような取り扱いにつ

いては、もう一方私が感じますのは、景気対策

のままであります。景気対策は、何といつても

タイミングと明確性が必要であります。そのタイ

ミングと明確性は何か。

例えれば減税のタイミングにしても、昨年八月に

きました。

それで、それが政府の一員であります

議員として、それをどのようにお考えになるか、

御所見を賜りたいと思います。

○藤井国務大臣　今このこのような取り扱いにつ

いては、もう一方私が感じますのは、景気対策

のままであります。景気対策は、何といつても

タイミングと明確性が必要であります。そのタイ

ミングと明確性は何か。

ではないと考えざるを得ません。そういう面で、私自身あの質問を聞いていて、本当に總理は氣の毒だな、そのように考えております。

私は、国会ができた一つの起源として、ルイ十六世がああいうめちゃくちやな税制をしてフランス革命が起きたわけですが、ルイ十六世でもこんなめちゃくちやなことは言わなかつたと思います。

私自身、初当選以来八年間この委員会に所属させていただいておりますが、最初申し上げたように、このような異常な状態で審議をしたことはいたまかって経験ありません。我々は伝統ある歳入委員会、それは国対でどう決めようがそれぞれの現場に任されている、そういう委員会が大蔵委員会だと私は思います。

きょうはもつともっと質問したいのでありますけれども、今後の国会の日程を考えますと、各論に入つてやる時間はないと思います。ただ、私は、この大蔵委員会のあり方について連立与党の皆さん方に猛省を促して、時間内でありますから質問を終わらせていただきたいです。

○宮地委員長 これにて各案に対する質疑は終局以上であります。

○宮地委員長 ただいままでに、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対し、村上誠一郎君外一名から、自由民主党・自由国民会議提案による修正案が、また、平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置法案に対し、日野市朗君外六名から、自由民主党・自由国民会議、日本社会党・護憲民主連合、新生党・改革連合、さきがけ日本新党、公明党、民社党・新党クラブ及び日本共産党の共同提案による修正案が提出されております。両修正案について提出者からそれぞれ趣旨の説明を聽取いたします。村上誠一郎君。

租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

〔本号末尾に掲載〕

○村上委員 私は、自由民主党・自由国民会議を代表して、ただいま議題となりました租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案の趣旨について、御説明いたします。

我が国の経済が、最長・最悪と言われる不況から依然として脱却できない最大の理由は、土地取引が凍結状態にあることと、企業の設備投資が極端に低迷していることにあることは全く異論のないところであります。そこで、土地取引の活性化と、企業の設備投資の拡大誘導について税制面から積極的な対応がなされなければなりませんが、今次税制改正においてはその措置は極めて不十分であります。

まず、第一に土地税制についてであります。現行の土地の譲渡益に対する課税は、平成三年度に地価高騰に対処するためにとられた極めて高い税率がそのまま残されております。土地取引の実態について見ますと、平成三年の土地の譲渡所得は十八兆円であったものが、翌四年には七〇%も急減して五兆四千億円となっております。これは土地の譲渡所得に対する重課によるものであります。

また、固定資産税の評価額引き上げに伴い、この評価額を課税標準とする登録免許税、不動産取得税の税額が急激に上昇することに対し、今回の修正案ではそれを負担の調整措置とすることがあります。しかし、土地取引の活性化が重要なこととしておりますが、土地取引の活性化が重要な課題とされている今、思い切った対策が必要であります。

地価税につきましても、平成六年度における固定資産税評価の均衡化・適正化を契機として、両修正案について提出者からそれぞれ趣旨の説明を聽取いたします。村上誠一郎君。

重な負担となつてること、また、過重な地価税を重視すべきであります。そのためには、時限措置として地価税の適用を停止することとともに、土地の流動化を促進すべきであります。

第二に、企業の設備投資の活性化についてであります。そのためには、悪化している企業の経営状況を改善するために所有している土地等を譲渡し、企業全体としての収支バランスを図ることが不可欠の要件であります。したがって、法人の土地譲渡益に対する追加課税については、一律に分離して追加課税を行ふ現行税制を改め、土地の譲渡益をもつて他の事業に係る赤字分を補てんする場合は、その限りにおいて追加課税の対象から除外すべきであります。これにより、土地の譲渡益を活用した企業のリストラの効果的な進展が期待できるのであります。

以上申し上げました理由に基づき、租税特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案の概要を御説明いたします。

第一は、長期譲渡所得の課税の特例についてであります。平成六年分及び平成七年分の所得税に係る税率を現行の百分の三十から百分の二十に引き下げるとしております。また、法人の一般の土地譲渡益追加課税制度については、平成六年一月一日から平成七年十二月三十一日までの間にした土地の譲渡等に係る特別税率を現行の百分の十から百分の五に引き下げるとしております。

第二は、法人の土地譲渡益追加課税制度についてであります。この法律の施行の日から同日以後六年分の所得税について定率による特別減税を開拓するため、一年限りの特例措置として、平成六年分の所得税について定率による特別減税を行ふこととしておりますが、国民各層の期待等を考慮いたしまして本修正案では、第一に、平成七年分以後の所得税については、速やかに、税制全般のあり方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとすること、第二に、国は、この税制改革を行うに際し、あわせて行政費の一層の節減に努めなければならないとすること、以上の規定を加えることとしております。

以上が本修正案の内容であります。何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

○宮地委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終りました。

用しないこととしております。

第四は、登録免許税の特例についてであります。が、平成六年四月一日から平成九年三月三十一日までの間の措置として、課税標準が不動産の価額を固定資産課税台帳の登録価格の百分の三十五とする措置を講ずることとしております。

以上が本修正案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ慎重審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申上げます。

〔本号末尾に掲載〕

○日野委員 ただいま議題となりました平成六年分所得税の特別減税のための臨時措置案につきまして、提出者を代表して、提案の趣旨及びその内容を御説明申し上げます。

政府原案におきましては、当面の経済の低迷を打開するため、一年限りの特例措置として、平成六年分の所得税について定率による特別減税を行ふこととしておりますが、国民各層の期待等を考慮いたしまして本修正案では、第一に、平成七年分以後の所得税について、速やかに、税制全般のあり方について検討を加えて税制改革を行い、抜本的な所得税の減税を行うものとすること、第二に、国は、この税制改革を行うに際し、あわせて行政費の一層の節減に努めなければならないとすること、以上の規定を加えることとしております。

以上が本修正案の内容であります。何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。(拍手)

を同条第十一項とし、同条第十項中「第七項」を

計額)に相当する金額を第一号から第五号まで

合計

法案の一部を次のように修正する。
附則に次の一条を加える。

附录

第五条 平成七年分以後の所得税については、速やかに、税制全般の在り方にについて検討を加え、
て税制改革を行ひ、友本内より所長等の意見を参考して、

2 うものとする。
国は、前項の税制改革を行うに際し、あわせたて行政経費の一層の節減に努めなければならぬ。い。

六十二条第一項」を加え、「当該土地等の譲渡に係る譲渡利益金額の合計額に百分の十の割合を乗じて計算した金額として政令で定める金額」を「次の各号に掲げる土地等の譲渡の区分に応じ当該土地等の譲渡に係る当該各号に定める金額」に改め、同項に次の二号を加え、同項を同条第八項とす。

一 加算をした後の金額とする。の合計額
二 第六十二条の三第八項第一号に規定する譲渡利益金額の合計額

渡利益金額(同条第三項及び第四項(同条第五項において準用する場合を含む。)の規定に該当する土地等の譲渡に係るもの)を除き、同条第九項の規定に該当する土地等の譲渡に係る

ものにあつては、同項の規定による控除又は
加算をした後の金額とする)の合計額
四 第六十二条の三第八項第一号に規定する譲
渡利益金額の合計額

(同条第三項の規定に該当する土地等の譲渡に係るもの)を除き、同条第四項の規定に該当する土地等の譲渡に係るものにあつては、同

項において準用する第六十二条の三第九項の規定による控除又は加算をした後の金額とす

終了する各事業年度に次の各号に掲げる金額がある場合において、当該金額の合計額が当該法人の当該事業年度の所得又は清算所得の金額を超えるときは、その超える部分の金額(その超える部分の金額が第一号から第五号までの当該各号に掲げる金額の合計額を超えるとき又は当該所得若しくは清算所得がないときは、当該合

平成六年四月六日印刷

平成六年四月七日発行